

令和 8 年 3 月 24 日
国土交通省 港湾局 技術企画課

業務における熱中症対策に関する費用計上について（実施要領）

建設コンサルタント業務等における熱中症対策の積算については、港湾請負工事積算基準「第1編 設計等業務 1節 計画・開発・調査等業務 間接原価」「第2編 測量・調査等業務 1節 測量業務 間接測量費」「第3編 土質調査業務 1節 土質調査業務 業務管理費」の率分にて計上していたが、近年の夏季における猛暑日などの気候状況を考慮し、今般の港湾請負工事積算基準改定において、率に含まれない現場の施設や設備に対する熱中症対策については別途積み上げ計上を行うこととしたので以下のとおり実施するものとする。

記

1. 実施内容

- (1) 受注者が別途積み上げ計上を請求する施設・設備の種類や規模および設置期間については、受発注者協議のうえ決定するものとし、実施に際しては計画書を提出するものとする。
- (2) 積み上げ費用の計上は、率分熱中症対策費用（作業員個人に対する費用）と重複がないことを確認し計上する。
- (3) 熱中症対策に関する施設や設備について、リース品の場合は、当該業務における施設・設備の設置期間分のリース費用を計上する。
- (4) 熱中症対策に関する施設や設備について、購入品の場合は、当該業務における施設・設備の設置期間分の減価償却費を計上する。
- (5) 技術提案事項については費用計上の対象外とする。
- (6) 受注者は、実施状況を書面にて提出し、調査職員は、熱中症対策を実施していることを確認する（立会）。
- (7) 熱中症対策に関する施設・設備の設置期間については、以下の期間内とする。
熱中症対策に関する施設・設備の設置期間：5月から10月まで

2. 熱中症対策費用（参考）

- (1) 熱中症対策費用（作業員個人に対する費用）については、熱中症予防・防寒対策に関する費用計上について（実施要領）（令和7年7月4日）に準じ、以下を想定している。
 - ・熱中症飴、タブレット
 - ・経口補水液
 - ・熱中症対策キット
 - ・ヘルメット取付ソーラー充電式ファン
 - ・クーリングベルト
 - ・遮光チョッキ
 - ・速乾性および通気性の良い安全チョッキ
 - ・ファン付き作業服

(2) 主に現場の施設や設備に対する熱中症対策に関する費用については、熱中症予防・防寒対策に関する費用計上について（実施要領）（令和7年7月4日）に準じ、以下を想定している。

- ・暑さ測定器具
- ・遮光ネット
- ・ドライミスト発生器具
- ・ミスト扇風機
- ・作業場用大型扇風機
- ・送風機
- ・エアコン
- ・給水器
- ・シャワー室
- ・冷蔵庫
- ・製氷機
- ・自動販売機
- ・日除けテント
- ・簡易休憩所
- ・休息車
- ・クーラーボックス
- ・熱中症対策バンド